

高崎市(特定行政庁)

1. 行政庁所在地

- ① 高崎市役所 高崎市高松町 35 番地 1
027-321-1111(代)
- ・ 建築指導課 (11 階) 027-321-1271
 - ・ 都市計画課 (11 階) 027-321-1269
 - ・ 区画整理課 (1 課・2 課) (10 階) 027-321-1275・027-321-1316
 - ・ 環境政策課 (2 階) 027-321-1251
 - ・ 商業課 (13 階) 027-321-1256
 - ・ 維持管理課 (19 階) 027-321-1290
- ② 高崎市等広域消防局 高崎市八千代町 1-13-10
027-324-2214(代)
(高崎市等広域消防局予防課設備指導係 2 階)
- 多野藤岡広域消防本部 藤岡市藤岡 982
(旧新町・吉井町) 0274-22-1306(代)
- ③ 高崎市保健所 高松町 5 番地 28 高崎市総合保健センター4 階
027-381-6111(代)
- ④ 法務局前橋地方法務局高崎支局 高崎市東町 134-12 高崎地方合同庁舎内
高崎支局地図 027-322-6315(代)

2. 確認申請関係

確認申請書類の流れ

3. 必要書類

確認申請に必要な書類のリスト

4. 都市計画図

『地図情報システム「まっぷ de たかさき」』にアクセスして一番下段の利用規約を了承する。その後『まっぷ de たかさき』HP から都市計画情報をクリックする。

5. その他申請書類他

- (1) 土地区画整理法第 76 条、都市計画法第 29 条、第 43 条及び第 53 条に該当する場合は、確認申請書の副本と、正本に同写しを添付する。

(76条・53条は、確認申請との同時申請が可能。)

[高崎市土地区画整理事業について](#)

- (2) 宅地造成工事規制区域内の宅地造成に関する工事の許可申請書(正・副)2部は開発指導課に提出。許可書の写しを確認申請書に添付する。

[宅地造成規制法について](#)

[高崎市宅地開発指導要綱](#)

- (3) 敷地内排水経路を記入する。(計画概要書にも記入する。)
- (4) 風致地区内許可申請書(2部)は、都市計画課に提出。
許可書の写しを確認申請書の正本・副本に添付する。

- (5) 店舗は、延べ床面積が300㎡以上1,000㎡以下の場合は、商業課を経由する。(高崎市中規模小売店舗出店指導要綱に基づく届出)1,000㎡超の場合は、大規模小売店舗立地法にも基づき県との協議が必要。

- (6) 以下の用途の場合は、環境政策課を経由する。

「工場」と呼ばれるもの

(製造業金属加工業木材加工業自動車整備業自動車修理業)

・店舗事業のうち以下のもの

パン屋・和菓子屋(自前で「あん」をつくっているもの)

豆腐屋旅館・ホテル弁当仕出屋飲食店喫茶店居酒屋

スナックカラオケボックスガソリンスタンドコイン洗車場

オフィスビル(5階以上又は高さ15mを越えるもの)

・大規模小売店舗クリーニング店(洗濯施設を有するものに限る)

写真店(自動のフィルム現像洗浄施設を有するものに限る)

- (7) 土地の証明は、新築増築とも必要。

「農地転用許可」のある場合も土地登記簿謄本を添付する。

- (8) 法第43条1項ただし書きに抵触する可能性がある場合は、建築指導課と打ち合わせの上「[道路・接道相談票](#)」を必要書類とともに提出する。

許可申請が必要と判定された場合は、許可申請を提出。

- (9) 消防法の無窓階の判定を表記する事。

- (10) 建築敷地の接道状況がわかる現況写真を添付する。

6. その他

[浄化槽仕様書]

- ・ 所要部数 2 部 (正・副)
- ・ 排水が水利組合に関する場合は事前に組合との協議が必要。

[浄化槽設置について](#)

[高崎市中高層建築物の建築に関する指導要綱による事前協議]

- ・ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域において、5 階以上(地下を除く)又は地盤面からの高さが 15 メートルを超える建築物。
- ・ 上記以外の地域において、3 階以上(地下を除く)又は地盤面からの高さが 10 メートルを超える建築物。(自己の居住用は除く。)
- ・ 敷地面積が 1000 ㎡以上の場合、宅地開発指導要綱による事前協議が必要な場合がある。

[高崎市中高層建築物の建築に関する指導要綱による事前協議](#)

[高崎市中高層建築物の建築に関する指導要綱](#)

[高崎市駐車場附置義務条例による届出]

- ・ 商業地域及び駐車場整備地区内に特定用途(駐車場法施行令第 18 条規定)と非特定用途に 1/3 を乗じて得たものとの合計が 1,000 ㎡を越える建築物。
- ・ 周辺地区'で特定用途の面積'が 3,000 ㎡を越える建築物。

[駐車場附置義務条例について](#)

[高崎市ラブホテル建築規制条例による申請]

- ・ 市内にホテル、旅館の建設行為を行なう場合は市長の同意が必要。

[ラブホテル建築規制条例について](#)

[高崎市生活道路拡幅要綱による協議]

- ・ 法第 4 2 条 2 項道路に接する土地において建築行為をする場合、確認申請を行う前に後退用地等の帰属、整備方法等についての協議が必要。

[高崎市生活道路拡幅事業について](#)

[高崎市屋外広告物条例の施行について]

- ・ 一定規模以上の屋外広告物の表示を行う場合は、事前に市長の許可等が必要

[高崎市屋外広告物条例について](#)

[高崎市屋外広告物条例の手引き](#)

[用途地域の指定のない区域の建築制限について]

- ・ [用途地域の指定のない区域\(いわゆる白地地域\)の建築制限について](#)

[省エネ法について]

- ・ 特定建築物のうち、第1種特定建築物（床面積2000平方メートル以上）は、新築・増改築及び大規模修繕の際に、第2種特定建築物（床面積が300平方メートル以上2000平方メートル未満）は、新築・増改築の際に、省エネ措置を所管行政庁に届け出る必要。

[省エネ法について](#)

[人にやさしい福祉のまちづくり条例について]

- ・ [人にやさしい福祉のまちづくり条例について](#)